

鳥取県告示第 466 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ハマサキ 代表取締役 濱崎 晋一	鳥取市川端 四丁目 202	株式会社ハマサ キ福祉・保険グ ループ	鳥取市川端四丁 目 202	介護予防福祉用具 貸与、特定介護予防 福祉用具販売	平成 20 年 6 月 20 日